

令和3年5月17日

東京電力エナジーパートナー株式会社
代表取締役 秋本 展秀 殿

国立研究開発法人
農業・食品産業技術総合研究機構
理事長 久間 和生

不正又は不誠実な行為に対する物品の製造・販売及び役務等契約に係る指名停止等に関する措置細則第4条第1項の規定に基づく競争参加制限について

このことについて、以下のとおり当機構の契約に係る競争に一定期間（1.0ヶ月）参加することを制限したので通知する。

1. 当該措置について

競争参加者等資格審査規則第33条の規定により、全省庁統一資格等の資格保有者を当機構の有資格者とみなしている。

今般、以下2に示す不正又は不誠実な行為にあつては、物品の製造・販売及び役務等契約に係る指名停止等に関する措置細則第4条第1項の規定に基づく「一般競争入札に参加させないことができる者」に該当するため、実質的な指名停止と同様の措置を行うものである。

2. 措置に至る経緯

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構つくば地区において使用するガスについては、令和3年1月18日に入札公告、3月12日に開札を行い、全4エリアのうちエリア1及びエリア3については東京電力エナジーパートナー（株）が最低価格にて落札したことから契約締結に向け協議を始めたところ、3月23日にガス託送変更申込に関する手続きが間に合わないことから、仕様に定める供給開始日（4月1日）からの履行が困難であるとし、辞退届けの提出があったことから、履行が不可能であると判断した。

よって、物品の製造・販売及び役務等契約に係る指名停止等に関する措置細則第4条第1項の規定に基づく「一般競争に参加させないことができる者」に該当するため、実質的な指名停止と同様の措置を行うものである。

3. 措置対象区域及びその範囲

全域

4. 措置期間

1. 0ヶ月間（決裁日より）

物品の製造・販売及び役務等契約に係る指名停止等に関する措置細則別表第1第11に定める1ヶ月以上9ヶ月以内。